

①事業名	【50】国立大学等の施設整備の推進	
②主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 大臣官房文教施設企画部計画課(課長: 岩立忠夫) (関係課) 高等教育局国立大学法人支援課(課長: 藤原誠) / 専門教育課(課長: 永山裕二) / 医学教育課(課長: 栗山雅秀) / 研究振興局学術機関課(課長: 森晃憲)	
③施策目標及び達成目標	<p>政策目標 3-2 大学などにおける教育研究基盤の整備</p> <p>達成目標 3-2-1 第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画に基づき、国立大学等の施設整備を重点的・計画的に推進する。</p> <p>達成目標 3-2-2 全学的視点に立った施設運営・維持管理やスペースの弾力的・流動的な活用等の施設マネジメントを推進する。</p> <p>達成目標 3-2-3 寄附・自己収入による整備など、国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を推進する。</p>	
④事業の概要	<p>本事業は、世界一流の優れた人材の養成と創造的・先端的な研究開発を推進するための基盤である国立大学等の施設について、「第3期科学技術基本計画」(H18.3.28閣議決定)を受け策定した「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」(以下、「第2次5か年計画」という。)(H18.4.18)に基づき重点的・計画的整備を図る。</p> <p>具体的には、老朽施設の再生を最重要課題とし、併せて、新たな教育研究ニーズによる施設の狭隘化の解消を図り、人材養成機能を重視した基盤的施設及び卓越した研究拠点(以下、「教育研究基盤施設」という。)の再生を図る。また、大学附属病院については、先端医療の先駆的役割などを果たすことができるよう計画的に整備を図る。併せて、全学的視点に立った施設運営・維持管理等の施設マネジメント、及び、寄附や自己収入による整備等の国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による整備等のシステム改革の取組を推進する。</p>	
⑤予算額及び事業開始年度	平成19年度概算要求額: 113,335百万円(平成18年度予算額: 89,610百万円) 事業開始年度: 平成18年度	
⑥広報計画	<p>本事業については、特に当該事業に密接に関係する国立大学等関係者を中心に広報活動を行う。併せて、政財界の関係者等にも広報活動を進めていくとともに、国民の理解増進を図る。</p> <p>本事業の展開にあたっては、特に事業の必要性や効果、実施内容等についての正しい理解を得、支持を得ることを目指す。</p> <p>情報発信については、関係者の理解を深めるため、適宜、説明会等を行うとともに、幅広い対象の理解を得るため、ホームページへの掲載や文部科学時報への掲載(平成18年10月号に特別記事掲載予定)等を行う。</p>	
⑦事業開始時において得ようとした効果	<p>国立大学等施設の老朽化・狭隘化の解消を図るため、第2次5か年計画に基づき平成18年度から平成22年度までの5か年間に、特に緊急性の高い約540万㎡の施設整備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">教育研究基盤施設の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽再生整備 (約400万㎡) ・狭隘解消整備 (約80万㎡) <p style="text-align: center;">大学附属病院の再生 (約60万㎡) 計 約540万㎡</p> <p>また、全学的視点に立った施設運営・維持管理等の施設マネジメント、及び、寄附や自己収入による整備等、国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備等のシステム改革を実施する。</p>	
⑧得られた効果	平成18年度において、国立大学法人施設整備費等による整備により、第2次5か年計画の整備対象である教育研究基盤施設の老朽再生整備は約25万㎡、狭隘解消整備は約4万㎡、大学附属病院の再生整備は約11万㎡実施される見込みである。併せて、施設マネジメントの実施による施設の有効活用や、国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備が進展しており、国立大学等施設の整備・充実に一定の効果が得られている。	
⑨得ようとする効果及び上位目標との関係	<p>【得ようとする効果】</p> <p>国立大学等施設の老朽化・狭隘化の解消を図るため、第2次5か年計画に基づき平成18年度から平成22年度までの5年間に、特に緊急性の高い約540万㎡の施設整備を実施する。</p> <p>【上位基本目標・達成目標との関係】</p> <p>本事業の効果を上げることにより、国立大学等において、</p>	⑩達成年度
		平成22年度

	教育研究の基盤である施設の整備が進み、政策目標3-2にある「大学などにおける教育研究基盤の整備」という成果に結びつく。
⑪必要性	<p>大学等の施設は、世界一流の優れた人材の養成や創造的・先端的な研究開発を推進するための拠点であり、科学技術創造立国を目指す我が国にとって不可欠な基盤である。</p> <p>国立大学等の施設については、これまで重点的・計画的に整備が行われ、狭隘解消整備等により教育研究環境が充実し、教育研究の進展、先端技術を取得した研究者の養成、新技術の開発などにおいて一定の効果が現れて来ている。しかし、国立大学等施設の現状は、老朽化した施設が増加し、次世代をリードする研究者など優れた人材の養成や創造的・先端的な研究開発の場の確保が困難になりつつあることから、本事業の実施により、国立大学等施設の再生を図る必要がある。</p> <p>このことは、第3期科学技術基本計画（H18.3.28閣議決定）において、「科学技術創造立国を実現するためには、大学・公的研究機関等の施設・設備の整備促進が不可欠であり、公共的施設の中でも高い優先順位により実施される必要がある。」とされている。さらに、国立大学等の施設整備について、「国は、老朽施設の再生を最優先課題として位置付け、長期的な視点に立ち計画的な整備に向けて特段の予算措置を講じる。」とされている。</p> <p>また、平成19年度の科学技術に関する予算等の資源配分方針（H18.6.14）において、国立大学等の施設整備について、「第2次5か年計画」に示す整備面積の達成を図るべく強力に推進。」するよう示されている。</p>
⑫効率性	<p>事業の実施にあたっては、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」、「同新行動計画」及び、「公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、積極的にコスト縮減を図り、必要最小限の経費で多くの事業を実施するなど、予算の効率的な執行に努めるとともに、寄附、産業界・地方自治体等との連携による整備など、国立大学等の自助努力に基づく新たな整備手法にも積極的に取り組みながら、重点的・計画的な整備を推進する。併せて、施設マネジメントにより、スペースの弾力的・流動的な活用等、施設の効率的利用を推進する。</p> <p>また、老朽化した施設の改善については、施設の機能性・構造安全性・耐久性等に鑑み、既設施設の活用が可能なものについて、改築ではなく、改修による整備を図ることにより事業コストを抑制することが可能となる。</p>
⑬想定できる代替手段との比較考量	<p>国立大学等の施設は、我が国の高等教育の均衡ある発展を目指し、国立大学等が競争的環境の中で自主的・自律的な発展を図り、各大学の教育研究の理念や目標を具現化するために必要な基盤であり、国家的な資産を形成することから、国の施設整備費補助金をもって措置する必要がある。</p> <p>なお、寄附金等による整備など、国立大等の自助努力に基づく新たな整備手法による整備についても引き続き推進していく。</p>
⑭有効性	<p>指標・参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備目標に対する進捗状況 ・システム改革の進捗状況（確保された共同利用スペースの面積、新たな整備手法による整備件数）
	<p>効果の把握の仕方</p> <p>整備目標に対する進捗状況については、実施した整備面積により把握する。システム改革の進捗状況については、毎年5月に実施する施設マネジメントや新たな整備手法の取組状況の調査により把握する。</p>
	<p>得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠</p> <p>これまでの実績に基づき試算した所要経費の確保ができれば、達成目標は概ね達成されると考えている。</p>
⑮公平性、優先性	<p>事業の選定にあたっては、必要性・緊急性をはじめ、教育研究の活性化状況やシステム改革の取組状況などについて、有識者（国立大学法人等施設整備に関する検討会）の評価に基づき、客観的で公平性のある資源配分を行っている。</p>
⑯評価に用いたデータ・情報・外部評価等	<p>整備目標に対する進捗状況については、実施した整備面積による。また、システム改革の進捗状況については、施設マネジメントや新たな整備手法の取組状況等の調査による。</p> <p>なお、国立大学等の施設整備については、科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員による「平成18年度概算要求における科学技術関係施策の優先順位について」において、大学等の施設の整備（老朽化対策）はS評価を受けている。</p>
⑰備考	<p>【科学技術関係経費の該当の有無】 本事業は、科学技術関係経費に該当するものである。</p> <p>【科学技術基本計画上の根拠】 第3章3.（1）施設・設備の計画的・重点的整備に、「大学・公的研究機関等の施設</p>

・設備の整備促進が不可欠であり、公共的施設の中でも高い優先順位により実施される必要がある。」

第3章3.(1)①国立大学法人、公的研究機関等の施設の整備に、「国は、老朽施設の再生を最重要課題として位置付け、長期的な視点に立ち計画的な整備に向けて特段の予算措置を講じる。」とされている。

国立大学等の施設整備の推進

— 「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画(平成18~22年度)」 —

■ 国立大学等施設の現状と課題

・第2期科学技術基本計画(平成13~17年度)を受け策定した「国立大学等施設緊急整備5か年計画」の実施により、優先的に取り組んできた狭隘解消は計画通り整備されたが、老朽施設の改善は遅れ、その後の経年等による需要とあいまって、老朽施設は増加

- ・機能上劣化した老朽施設
- ・耐震性に問題のある建物

保有面積全体の1/3

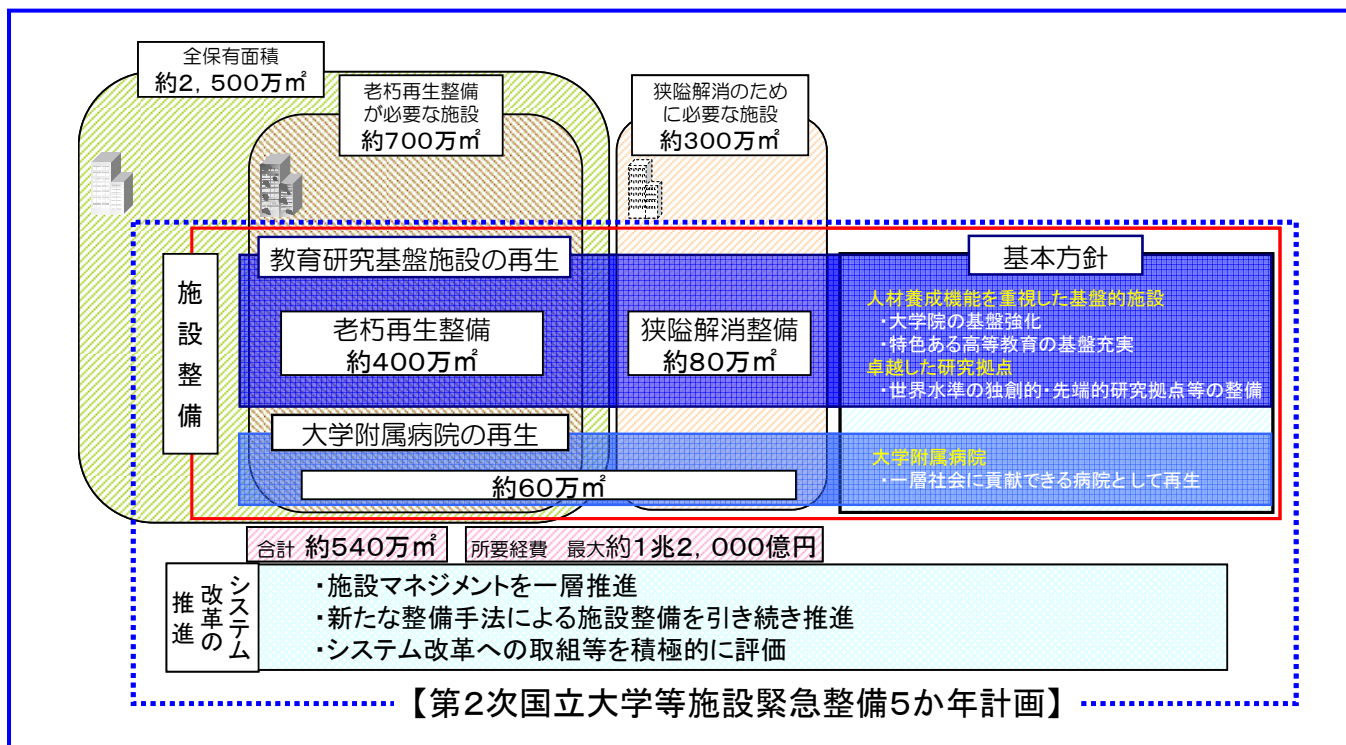
・平成13年度以降に新たに設置された大学院への対応など、新たな教育研究ニーズも発生

第3期科学技術基本計画(抄)(平成18年3月28日閣議決定)

・(大学の施設・設備の整備促進は) **公共的施設の中でも高い優先順位**により実施される必要がある。

・国は、老朽施設の再生を最重要課題として位置付け、長期的な視点に立ち **計画的な整備に向けて特段の予算措置**を講じる。

■ 第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画



世界一流の優れた人材の養成

創造的・先端的な研究開発の推進

科学技術創造立国の実現